

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 名称	米子市美術館（以下「美術館」という。）
(2) 所在地	米子市中町12番地
(3) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り 地上2階建て
(4) 敷地面積	1,713.95平方メートル
(5) 建築面積	2,062.15平方メートル
(6) 開館日	昭和58年6月17日
(7) 主な施設内容	事務室、応接室、収蔵庫、機械室 第1展示室：面積174平方メートル、壁面延長50メートル、パネル延長30メートル 第2展示室：面積241平方メートル、壁面延長60メートル、パネル延長51メートル 第3展示室：面積164平方メートル、壁面延長48メートル、パネル延長26メートル 第4展示室：面積328平方メートル、壁面延長78メートル、パネル延長80メートル 第5展示室：面積77平方メートル、壁面延長34メートル、パネルなし 駐車場（米子市役所駐車場） 収蔵作品1,839点等
(8) 施設の設置目的 （総合計画との 関連性等）	美術館は、市民が開催する集会等の利用に供すること、及び芸術文化に関する公演、研究会、講演会等を開催することにより、芸術文化の振興及び市民福祉の増進を図るため設置されている。 市の総合計画においても、まちづくりの基本方向のひとつとして「芸術文化活動の推進」を掲げ、市民が多種多様な文化に接し、自ら創造し発表するための文化活動に積極的に参加することができるよう支援するとともに、市民との連携をさらに強化しながら、芸術文化の振興及び文化活動の普及を図ることとしている。 このため美術館では、市民のニーズに応じた芸術文化活動の普及や鑑賞の機会の提供、芸術文化に関する情報提供の推進といった計画目標の達成に向けて、事業の実施並びに施設の運営を行っている。
(9) 施設の現状	美術館は、文化芸術の鑑賞及び発表の場並びに活動の拠点として、多くの市民や地元文化団体に活用されている。また、市展、県展等の公募展及び郷土ゆかりの作家の掘起しを行うとともに、館蔵品の展示及び特別展を開催している。

(10) 施設の運営状況（令和元年度）の概要	ア	使用許可件数	50件
	イ	利用者数	29,996人
	ウ	利用料金収入額	2,668千円
	エ	主な自主事業及びその収入額	
	オ	管理運営費（支出額の合計）	61,945千円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設の統括責任者として館長1人を、これを補佐する者として副館長1人を置き、また、少なくとも3人の学芸員を置くものとする。

(4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 米子市美術館協議会の開催に関すること。

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う。